平成２２年（フ）第６３４号
札幌市中央区南14条西８丁目１番23号　パレスイン行啓501号
債務者　笠松多恵子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５６号
北海道石狩市花川南５条５丁目67番地　フラワーリバーⅡ―114号室、住民票上の住所北海道石狩市花川南１条４丁目11番地　丸長第７マンション６号
債務者　小沢　麗子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６０号
札幌市豊平区平岸４条５丁目２番10―303号
債務者　福井　智春
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６２号
札幌市白石区北郷８条３丁目６番５号　ニューロードイン北郷201号
債務者　高橋　正喜
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６６６号
札幌市清田区里塚緑ケ丘７丁目３番13号
債務者　太田　知弘
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８０号
札幌市白石区南郷通１丁目北４番12号　メゾン南郷Ｃ―26号
債務者　辻　　智弘
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８４号
札幌市豊平区平岸３条６丁目５番７号
債務者　大石　　聡
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９５号
札幌市白石区北郷４条13丁目７番９号　桂パークハイツ102号
債務者　小林　神子（旧姓大下）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９８号
札幌市東区北19条東10丁目１番７―105号
債務者　尾西　　稔
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７１３号
札幌市白石区栄通10丁目６番15―305号
債務者　番坂　俊之
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７２２号
札幌市東区北16条東13丁目３番１―201号
債務者　岩城　俊大
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３１号
札幌市白石区北郷９条８丁目４番９号　ハイツ９・８―201号
債務者　武田　雅則
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７７９号
北海道江別市上江別南町11番地の37　エスペランサⅠ―201号
債務者　本田　義昭
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８２号
札幌市手稲区前田１条２丁目６番11号
債務者　佐藤　恭子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７８７号
札幌市東区北24条東19丁目２番４―102号
債務者　藤田　貞男
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７９３号
札幌市厚別区厚別中央５条２丁目３番20号
債務者　川尻　浩春
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８００号
北海道江別市元江別860番地の25
債務者　山縣由紀子（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０２号
札幌市北区太平３条４丁目１番29号
債務者　平野　幸世（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年３月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部